

## 第1条（規約の目的及び規約の変更）

- 1.常田尚希（常田興業）（以下、弊社と省略いたします。）とお客様（弊社HP、弊社店舗へアクセスのうえご利用の全てのお客様を指します。）との買受契約について、共通の条件を本規約の目的とさせていただきます。
- 2.弊社とお客様とのお取引に際しては、本規約に定める条項に基づき買受契約を締結させていただきます。
- 3.弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。

## 第2条（売買・引き渡し条件・支払条件・所有権の移転・通知）

- 1.弊社はお客様との買受契約において、弊社を買主、お客様を売主として、弊社は、お客様から、商品を買い取らせていただきます。
- 2.売主は、買主に対して、買取いたしました本件商品を、買主店舗ないしは、買主本部にて、引き渡していただきます。
- 3.買受契約に際して、買主が売主にお支払する商品の代金は、買主従業員が査定後、本規約記載のとおり、売主からの買取のご成約後に代金をお支払させていただきます。
- 4.本契約で買受させていただきました商品の所有権は、商品の代金のお支払時点をもちまして、売主から買主に移転するものといたします。ただし、買主が、売主から商品の受け取り後、本買受契約の成否を問わず、商品の受け取りの日から2週間以上、売主と（電話、メール、LINE等の手段による）連絡を取ることができない場合には、売主の費用負担で返送をします。買主が売主に対して商品の返送をしたにもかかわらず、買主に再返送された場合には、返送された日から売主は商品の所有権を放棄したものとみなし、買主による処分を要する場合には、売主に対してその処分費用を求めるることができます。
- 5.売主は、本件商品内に、現金や本件商品とは別の動産等がないか（本件商品たる服・鞄のポケットに別の動産が入っていないか等）、十分確認のうえ、買主に対して本件商品を引き渡してください。万一、本件商品内に現金や別の動産等が存在した場合には、売主の意向を確認のうえ、売主の費用負担で返送をします。売買成立の日から14日以内に売主の意向が確認できない場合には、売主は当該動産等の返還請求権を放棄したものとみなし、その所有権が本件商品同様に売主から買主へ移転したものといたします。なお、買主による処分を要する場合には、買主は、売主に対してその処分費用を求めることができるものとします。
- 6.本紙をもって同意を得たとみなして、取引完了後には弊社からお客様に取引内容の確認通知をさせていただく場合があります。

## 第3条（危険負担）

買取いたしました商品の滅失、毀損その他すべての危険は、前条4項に定める引き渡しをもって、買主に移転いたします。

## 第4条（契約の解除及び返還請求）

- 1.買主は、買主従業員が査定し、買取いたしました商品の引き渡しを受けた後、本部にて

再度査定させていただきます。その査定に際して、買取いたしました商品が、真正品（正規品）ではない商品、コピー商品、類似商品、真作であると誤認を招く商品または、真物ではない商品（宝石、宝飾品の場合には、天然品と評価したにもかかわらず人工加工宝石や合成物、類似石【例示 合成ダイヤモンド、ラボグロウンダイヤモンド、Moissanite 等を指します。】であった場合を含みます。）であることを発見した場合には、代金の返還の申し入れのご連絡を電話、通知書面によって行い、契約を解除させていただきます。

2.前項の場合、買主は、売主に対して契約を解除し、お支払いたしました代金の一部ないしは全額の返還請求及び通知の翌日から支払い済みまでの遅延損害金を求めることができます。

3.売主から、買主に対して、前項のご返還及びお支払いが確認できましたら、買取いたしました商品をご返還いたします。

4.なお、本条 2 項のご連絡の期限は、商法、消費者契約法その他法令に遵守しご連絡をいたします。ただし、法令に遵守した期間内でご対応していただけない場合には、裁判所を利用した紛争解決をさせていただくことがございます。

#### 第 5 条（損害の賠償）

売主は、買主及び買主と利害関係のある第三者に対して、本規約に違反して、損害を与えた場合には、売主は、買主及び買主と利害関係のある第三者に対して損害を賠償しなければなりません。

#### 第 6 条（不可抗力）

買主は、売主に対して、地震、台風その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令その他規則の改正、政府行為その他の不可抗力により、買受契約の全部または一部を履行できない場合には、その責任を負いません。

#### 第 7 条（反社会勢力の排除・虚偽告知）

1.売主が、以下各号に該当する者（以下「反社会的勢力等」といいます。）であることが判明した場合には、通知等による催告を要せずに、直ちに買受契約を解除いたします。

（1） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）

（2） 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であり、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の共有を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、もしくは関与する者）

（3） 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

（4） 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）

(5) 準暴力団又は準暴力団構成員（平成 25 年 3 月 7 日付警察庁通達に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人）

2. 売主が、職業、年齢、お名前等（本人確認証のご提示）によって本人であることを特定するに足る情報を偽り買受契約を締結したことが判明した場合には、通知等による催告を要せず、直ちに契約を解除させていただきます。

3. 前 2 項の場合には、買主は、売主に対して、代金全額の返還を求めることができるものとみなします。なお、買主は、売主に対して、第 5 条の損害賠償請求することを妨げません。

#### 第 8 条（未成年取引）

買主は、未成年者（弊社の買取事業においては取引時に 20 歳未満の方を未成年とみなします。）のお客様とお取引いたしません。ただし、親権者、監護者の承諾を意味する署名・押印がある場合には有効なお取引があったものとみなします。

#### 第 9 条（準拠法及び裁判の管轄）

買主と売主との間における買受契約から生じる一切の紛争につきましては、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所（訴額に応じて東京簡易裁判所）を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意したことを確認させていただきます。

付則 最新 改定日 2025 年 4 月 2 日がすべての利用者に適用されます。

以下 改訂履歴

改定日 2025 年 4 月 2 日

©常田尚希（常田興業）